

の皆様方の御努力に改めて敬意を表したいというふうに思います。本当にすばらしいことだというふうに思います。

今年も昨年同様、台風や大雨による災害が度々発生しております。災害発生時に行政が住民目線で被災者に寄り添ったきめ細かな対応を取ることが極めて大切であるものの、現実的には混乱している現場の最前線で十分な対応を行うことは難しいということだと思っております。

こうした中で、地域住民がワンストップで身近に相談できる窓口が重要でありまして、私もそうした窓口の一つである行政相談所を視察したことがございます。今年は、災害発生に加えてコロナ禍の影響もありまして、国民の皆様方は大変困難な状況に置かれており、日常的に困り事も多いのではないかとこのように察しております。

そこで、災害発生やコロナ禍における総務省の行政相談の取組についてお尋ねしたいと思います。○大臣政務官（谷川とむ君） 進藤先生御指摘のとおり、総務省の行政相談は、国民の皆様への心配事について範囲を限定せずにお聞かせいただいているものであり、災害時には被災者の様々な相談に応じているところでございます。特に、全国約五千人の行政相談委員は、被災者に寄り添いお支えする重要な役割を果たしていただいております。

令和二年七月豪雨災害においては、コロナ禍の

影響もあり、相談対応は限られたものとなりましたが、被害を受けた九州各県を中心に、被災者を支援している関係機関の相談窓口と各種支援策をまとめたガイドブックを速やかに作成し、現地情報として発信するとともに、フリーダイヤルや特別行政相談所の開設などに取り組んだところでございます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、全国的に感染が継続する中、主として各都道府県に設置している総務省行政相談センターで約一万五千件の相談を受け付け、これを関係府省につなぐとともに、関係機関の相談窓口と各種支援策をまとめたガイドブックを作成し、現地情報として発信したところでございます。

コロナ禍においてこれまで行政相談委員が十分に活動できない状況が続いておりましたが、それでもなお、市町村役場で相談活動を再開するなど、強い意欲で取り組んでいるところでございます。今後とも、国民目線を、きめ細やかな対応により、行政相談の役割を果たしてまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。今御答弁にありましたように、全国に約五千人おられる行政相談委員の方々の御健闘を御期待したいというふうに思います。

武田大臣におかれましては、去る十一月十二日

の本委員会における所信的挨拶の中で、五つの当面の課題と政策の方向性を述べられました。すなわち、社会全体のデジタル変革の加速化による新たな日常の構築、それからポストコロナの社会に向けた地方回帰の支援、防災・減災、国土強靱化の推進、地方行財政基盤の確保、持続可能な社会基盤の確保であります。これ、どれも我が国の現在と未来にとって極めて重要な課題でございます。武田大臣を始め、副大臣、大臣政務官、そして職員の皆様方が一丸となって果敢にこれら課題に挑まれ……

○委員長（浜田昌良君） 時間が参りましたので、質疑をおまとめください。

○進藤金日子君 確かな結果を出していただくことを御期待申し上げ、私の質問を終えさせていただきます。

どうもありがとうございました。○那谷屋正義君 立憲・社民の那谷屋正義でございます。

私の方からも、武田総務大臣の御就任のお祝いを申し上げておきたいというふうに思います。

また、私も、この委員会には随分離れておりましたが、久しぶりに戻ってまいりました。しかし、歴代総務大臣は、今、武田大臣もそうされていまして、お役人の書かれた答弁書のみならず、全て自分の言葉で歯に衣を着せずに答弁を

いただいている。そんな中で、この委員会の審議は与野党を超えて大変いいものできていたんじゃないかというふうに思っておりますので、引き続き武田総務大臣にはそのような対応をよろしくまずお願いをしておきたいというふうに思います。かつては、私たち、野党のときに、全ての法案にほとんど附帯決議を出させていただきました。

与党の皆さんからは、私の顔を見ると、よつ、附帯決議王なんていう異名で呼ばれたこともありましたけれども、久しぶりに戻ってまいりましたので、初心に戻って、また気持ちを新たに、今日は質問をさせていただきたいというふうに思います。

大臣の所信的御挨拶の中で、紙でいえばちょうど十七ページありましたけれども、そのうちの十七分の七、これがまず冒頭に、いわゆるデジタル庁に関するお話でございました。そこに大臣あるいは菅総理大臣の決意が、決意の一端がうかがえるということですが、しかし、全てにおいて、やはり地方における税制の、地方税制あるいは財政の基盤がしっかりしていないとそれがやっぱり成り立たないということもありまして、私の方は、まず最初にその点についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

よく言われる国と地方のいわゆる税配分のことでありませけれども、古くてまだまだ新しい課題

となってしまうこの国と地方の税源配分の見直しでありますけれども、二〇〇九年、これは民主党政権のときでありましたが、地方分権改革推進委員会第四次勧告では、中長期の課題の一つとして、地方税の充実と望ましい地方税体系の構築というものが挙げられております。

この勧告は、地方税を充実することによって、地方財源に占める地方税の割合が高まり、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体運営を行うための基盤が形成されるとして、ここは大臣も所信的御挨拶の中で述べられております。国と地方の歳出比率が四対六であるのにもかかわらず、税源配分は真逆の六対四であること、国と地方が対等協力の関係にあることを考慮して、国と地方の税源配分を五対五とすることを今後の改革の当初目標とすることが適当というふうにされておりました。

しかし、残念ながら、十年以上が経過しております。国、地方間の財源配分を見ると、国と地方の歳出比率がおおむね四対六、これは、二〇一八年度は四二・五対五七・五でありましたけれども、税源割合はおおむね六対四となっており、当時からほとんど変わっていないのが現状であります。

税源配分の見直しを含め、第四次勧告が求めた地方税の充実や望ましい地方税体系の構築がどの

程度進捗したとお考えでしょうか。また、大臣の現状認識をお伺いしたいというふうに思います。○国務大臣（武田良太君） 二〇〇九年の第四次勧告のお話がございました。

地方自治が自己決定、また自己責任の体制を整えるためには自治財政権をしっかりと確立しなければなりませんし、そのためには地方税というものを充実したものにしなければなりません。六対四という数字を御指摘ありましたけれども、これとは承知をいたしております。

地方税の充実確保に関しましては、今日まで、所得税から個人住民税への三兆円の税源移譲、地方消費税の拡充など、地方の充実到我々としても取り組んできたわけでありまして。地方税収は全体として、まあ今コロナ禍という国家の非常事態の状況ですので地方税収というのは大幅に下がる見通しでありますけれども、その前までは全体として増加しておりました。平成三十年度の決算では四十一・九兆円となっておりますけれども、経済の回復に伴う法人税収の増加や消費税率の引上げによって、国、地方を合わせた税収総額も、これも増加をいたしております。なお、地方税収の割合というものは四割となっております。

今後とも、地方団体が地域社会を維持するため必要な行政サービスを的確に提供できるよう、地

方税の充実確保、このことに努めてまいりたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 今、冒頭の進藤委員の質問の中で、大臣は結果が全てだというふうなお話がありました。是非この五対五というものを目指して、その実現に向けて是非御努力をいただきたいというふうに思います。

しかし、残念ながら、総務省重点施策二〇二一ということの中に、地方分権推進の基盤となる地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築というふうにあります。この文言そのものは特に問題あるわけじゃないんです。問題は、一年前の総務省重点施策二〇二〇と全く文章が、文言が同じであるということでもあります。

二〇二二年、来年においては具体的にどのようなことに取り組みもうとされているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣（武田良太君） 地方創生というものを推進するとともに、住民生活に密着した行政サービスというものを安定的に地方団体が提供していくためには地方税の充実確保というのはこれも重要なこととなっております。先ほど先生が指摘されたように、偏在性が小さく安定的な地方税体系というものは、これは望ましい限りであります。

こうした観点から、我々は、社会保障・税一体改革の中で地方消費税の充実を図るとともに、消費税率の引上げを定めた税制抜本改革法の規定を踏まえ、地方法人税、法人課税の偏在是正を行うなど、あるべき地方税体系の構築のための制度改革に今日までも取り組んでまいりました。

現下、地方財政、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税収が大幅に減少するおそれがあり、令和三年度に向けても、例年に増して地方財政は厳しい状況となることを懸念しております。こうした中にあっても、地方自治の基盤となる地方税収を確保しつつ、あるべき地方税体系の構築を進める観点に配慮しながら、地方税制度の運営にしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 地方分権改革推進委員会というのは、もう今既になんですが、今の菅総理大臣が総務大臣であられたときに、二〇〇六年十二月に成立した地方分権改革推進法に基づいて設置をされたわけでありまして。有識者で構成される委員会でもあり、私も同法案の委員会審査に理事として立ち会わせていただきましたが、参議院総務委員会における附帯決議の四項目に「地方分権改革推進委員会の勧告を尊重してその実現を図ること。」が盛り込まれているわけでありまして。その重要性というのは、もう今この間やり取りをさ

せていただいたということと御理解をいただけるというふうに思いますが、委員会勧告から、先ほども申し上げました十年以上経過しております。菅内閣が誕生した今、政府には掛け声だけではなくて税源移譲に向けた工程を明示するなど、国と地方の税源配分を抜本的に見直すための具体的な取組が求められているというふうに思います。この点について、総務大臣の具体的な方針、決意を伺いたいと思えます。

○国務大臣（武田良太君） 今、国家非常事態というコロナ禍でありまして、地方税収というのは本当に大幅に減少するおそれがあります。例年にも増して地方財政というのは本当に厳しい状況が続くと思うんですけれども、とにかくその基盤となる地方税収を確保するために、我々はあるとあらゆる知恵を絞っていかなきやならない。あるべき地方税体系の構築を進める観点に配慮しながら、地方税制度の運営にしっかりと取り組んで対処してまいりたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 偏在性の小さいものということであればやはり消費税ということになるんですが、二〇一九、昨年の十月一日に消費税率が引き上げられたときに、当時の高市総務大臣は閣議後に行われた記者会見において、地方消費税の充実は、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築に資するものだと考えている旨を述べられており

ます。

各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値は、地方法人二税が五・九倍であるのに対して地方消費税は一・三倍でありまして、地方税の充実と望ましい地方税法系の構築のためには、委員会勧告にあるように地方消費税の充実が中心になるのではないかとこのように思うわけでありませうけれども、総務大臣の認識と意気込みを伺いたいと思います。

○国務大臣（武田良太君） 地方消費税、御指摘のように、税収が安定的かつ税源の偏在性が小さくなってまいります。特に社会保障を支える基幹税としてその役割大いに発揮している中で、今日まで消費税の引上げに際しまして地方消費税の拡充に取り組んでまいりました。

今後とも、地方消費税の充実を含め、税源の偏在性が小さく安定的な地方税法系の構築に努めてまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 是非結果を出していただくよう、お願いを申し上げます。

今までは地方全体のことについての質問をさせていただきましたが、若干視点を改めて大都市財政について伺いたいというふうに思います。

先月、京都市長の門川さんは、指定都市市長会を代表して総務省を訪ね、コロナ禍での地方財源の確保とともに、大都市の財政需要に合わせた税

財政制度を要望をされたというふうにマスコミ報道されております。

指定都市によると、指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務、権限を担っているわけでありませうけれども、必要な財源については税制上の措置が不十分であるとし、令和二年度予算による概算では約二千四百億円が税制上の措置不足額としてあるわけでありませう。

事務、権限に見合った財源が確保されるということは当然のことでありまして、まず事実関係を総務省に確認をしたいと思っております。

○政府参考人（内藤尚志君） お答えを申し上げます。

指定都市とその他の市町村では、お話しございましたように、法令に基づく行政権能が異なりますので、普通交付税の算定に当たりまして、こうした行政権能の差に基づいて割高となる度合いに応じた補正を行いまして、基準財政需要額の算定に反映し、交付税制度の中で必要な財源を確保しているところでございます。

例えば、国道でございますとか道府県、都道府県道の管理、あるいは児童相談所の設置など、都道府県から指定都市に移譲された事務に係る経費につきましては、行政権能に応じて指定都市を含みます都道府県の需要額から割り落としを行い、その一方で、指定都市の需要額の割増しを行って

いるところでございます。

○那谷屋正義君 いずれにしても、事務、権限が移譲されたにもかかわらず、やはりその基となる財源がないということになると、やはり一番住民にとって身近なその自治体の事務が、自治体の業務が滞るということになるわけですので、是非この充実をお願いしたいと同時に、地方で人口や企業が集まる指定都市にはある意味人口流出のダメージの役割も期待されているわけでありまして、その税財源基盤の強化が必要不可欠であるというふうに考えます。

一部の税目を指定都市に移譲するなど、税目の見直しも一つの方策として考えられないか、この点について総務大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣（武田良太君） 大都市特有の財政需要も含めて、地方団体の財政需要につきましては、地方税や地方交付税などにより財源を確保しているところであります。

先生御指摘の事務、権限の移譲に応じた税制上の措置としては、例えば、平成二十九年度税制改正におきまして、指定都市からの御要望を踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴い、個人住民税所得割の税率二％相当分を道府県から指定都市に税源移譲したところでありませう。

今後とも、指定都市も含めて、各地方団体の事務量にできる限り見合った税源配分となるよう、地方団体の財政力格差などにも配慮しながら地方税の充実確保に努めてまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 今、県費負担教職員のお話が出されましたけれども、確かに全てが政令市の方に移管をされたわけですが、そのとき、政令市によってやはり全然違うわけですね、規模が。そういう意味では、単なる割合でもってやられてしまうとやはり足りないと言われてる部分がありまして、それはもう本当に厳しい状況で今も自治運営をされているところもありますので、是非、実態に見合った形というお話がございましたけれども、それをお願いをしたいというふうに思います。

今、政令市の話を少ししましたが、少し視点を変えて、去る十一月の一日に、いわゆる大阪都構想の是非を問う住民投票が、僅差ではありましたが、否決となりました。

大阪都構想の目的をここでいろいろ、様々議論をするというつもりはございませんが、住民投票における否決という結果について、総務大臣はどのように受け止められているでしょうか。

○国務大臣（武田良太君） この件に関するれば、まさに大阪市民の民意が示されたものと、このよ

うに認識をしております。

○那谷屋正義君 市民の民意が、僅かの僅差でありましたけれども示されたという今お答えをいただきました。

そうすれば、住民投票による政策の意思決定に関して、何というんですか、いろんなところで起きたり、今までもう既にやられたり、これからやりそうなところとか、いろいろあるわけですが、これも、こうした動きというものについてはどのようにお考えになられているでしょうか。

○国務大臣（武田良太君） 住民投票の動きについてですか。済みません。

○那谷屋正義君 要するに、このように大阪の方でも住民投票が行われました。かつても様々なところでも住民投票が行われております。そして、結果も出ました。

これからこの住民投票というものが各地で、住民の重要な政策について住民に問うような、問うための住民投票が行われるというようなことになったときに、そうした動きというのは総務大臣としてどのように受け止められていらっしゃるかどうかということですか。

○国務大臣（武田良太君） 基本的に、自治制度の根幹というのは代表民主制にあると思われるんです、議会との二元代表制とも言われることはありますけれども。

しかし、やはり、先生御指摘のように、もっと更に深く民意を問わなければならないときに住民投票というのをされると思うんですけども、これも一つの民意を測る上での重要な手段とあって、重きを置かなければならないものと考えております。

○那谷屋正義君 民意を測る重要なものであって、重きを置かなければならない。一義的にはいわゆる議会の中で決めていくということだというふうに思います。

しかし、議員が選出された時期と比べて、例えば今回の大阪の住民投票はよりホットな、いわゆる真新しい住民の意思ということでありますから、その意思はやはり一定尊重していかなければいけないというふうに思うわけであります。

私の生まれ育った横浜でも、今カジノ誘致について様々ございます。本来、住民投票条例を行うように請求するための署名の三倍以上の署名の数が集まっているということで、これは、カジノがいい悪いにとにかく関係なく、やはり住民の声をまず聞くということが私は大事ではないかというふうに思っておりますので、今の大臣の住民投票の重みというものについて、これは全国各地の議員の皆様も共有していただけだったということをごで申し添えたいというふうに思います。

時間の方が大分参りましたけれども、所信的御

挨拶の中に三行にわたって書かれていた会計年度任用職員制度についてお尋ねをしたいというふうに思います。

八月に私の出身組織である日教組が行ったアンケートであります。二十都道府県で、会計年度任用職員について事前に職務内容、そして任用期間等を示さない実態があったと、こういう結果が出ています。

もちろん、自治体の中でも学校によって違うことは確かでありますけれども、しかし、二十都道府県でそういった事例があったということは、これは私はちょっと驚いているわけでありますけれども、大臣はこの実態を把握されていらつしやるかどうか、そして、把握されている場合にはどのように改善をされようとしているか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（武田良太君） 会計年度任用職員についての御質問でございました。

一般職の地方公務員には労働基準法第十五条の規定が適用され、任用時に勤務条件を明示する必要があるとあります。特に任期や従事すべき業務、勤務時間などについては書面の交付により行わなければならないとされております。この規定につきましても、これは会計年度任用職員にも適用されるものであり、これまで事務処理マニュアルや通知などで適切な対応を繰り返し助言してまいりました。

その結果、総務省が平成三十年に行った準備状況等調査において、任用時における勤務条件の明示につきまして、ほぼ全ての団体で実施済み、実施予定との回答を得るなど、各地方公共団体におきましてその必要性を十分に理解をいただいているものと承知をしております。

しかしながら、各々の現場において任用条件の明示が徹底されていない事例があるのであれば、関係省庁とも連携して、地方公共団体に対し、教育委員会など現場の運用実態の点検を促し、不適切な事例については是正が図られるよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 是非是正を図っていただきたいというふうに思います。

私も現場におりましたので、大体状況は分らないでもない。このコロナ禍にあつて様々な人が必要である、あるいは国の施策が、いろんな施策が来ている。その中で、これは、新たにこの会計年度任用職員に募集あるいはなる、任用するところから起った問題ではなくて、継続なんです。継続をするときに、じゃ、また頼むねと、同じように一年頼むねというふうな感じで話があっただけであつて、ところが、蓋を開けてみると全然自分が想定したのと違う業務に関わつていた、関わらされていたというふうな、そんな状況が今回の事例ということでありまして、仮に継続す

るんであつてもしつかりと、一応任用期間が終了し、また新たに継続される場合でもしつかりと、今言った職務内容ですとか任用期間等をしつかりと示すということが大事ではないかなというふうに思います。よろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、総務省が今年六月八日に発出したしました新型コロナウイルス感染症対策に係る休暇等の取扱いについてのフォローアップ調査結果について、これ事務連絡レベルですけれども、出勤困難休暇の取扱いで、都道府県から市区町村となるにつれて無給の取扱いとしている団体があつたというふうになっております。特に会計年度任用職員や臨時的任用職員に対しての周知がないという調査結果だったというふうに理解をしていますが、大臣としてこの結果をどのように受け止められていらつしやるでしょうか。

○政府参考人（山越伸子君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについては、常勤、非常勤を問わず、国家公務員における取扱いと同様に出勤困難休暇による有給とするよう地方公共団体に対して助言してきたところでございます。

今年、四月一日時点の状況について調査したところ、全団体の約二%程度でございますが、一部

の市町村及び一部事務組合等において、会計年度任用職員について、出勤困難の際に無給とする、又は年次有給休暇の扱いとしていた例がございました。

総務省としては、この調査結果を受けまして、無給としている団体に対して速やかに有給の取扱いとすよう要請をいたすとともに、都道府県のヒアリングの場で管内の市区町村等に適切な対応を助言するよう要請したところでございます。

この出勤困難の状態は今後も発生し得るものでありますので、引き続き適正な対応を助言してまいります。

○那谷屋正義君 今二％程度ということでお話がありました、その二％という数字が多いのか少ないのかという問題ではなくて、一人でもそういうのがあるということは、これは働く者にとつても、それから生活をしていく上でも、国民が生活をしていく上でも大変重要な問題ではないかというふうに思うわけでありまして、また、それぞれの自治体の、まあ学校もそうですし、役所もそうですし、様々なそうした公的な場所において、もはや正規職員だけでは成り立たない状況になっている。そして、それと同じような仕事をいわゆる会計年度任用職員もやると。にもかかわらず、様々な対応が違っているということになると、これはもう今度はやり手がなくなってしまうって、

もっと人手が欲しい欲しい、あるいは政府の予算の中で、補正予算の中で人を付けるといっても人が見付からないというような状況も多々ここに来て出てきておりますので、是非こうした待遇面においてそうした人たちから苦情が出ないような対応を、まあ全国広いですから総務省さんも大変だと思いますけれども、是非御努力をお願いしたいというふうに思います。

今回の無給の欠勤扱い以外にも、年次有給休暇の繰越しの不適切な対応が報告されています。これについては、年休の取り方、あるいは一時金の問題、あるいは空白期間、こういったところが、総務省さんの様々な努力で大分現場にもそれが定着しつつありますが、まだまだ実は起こっております、恐らくこの年次休暇の問題は、新型コロナウイルス感染症対策の対応に追われて、四月から開始されたこの制度の周知徹底がなされていないかといったふうなふうに思うわけでありまして、けれども、その後の状況はどうなっているのか、最新の状況についての調査結果を教えてくださいというふうに思います。

○政府参考人（山越伸子君） お答え申し上げます。会計年度任用職員の年次有給休暇につきまして、労働基準法の規定に基づき付与する必要があり、継続勤務の要件に該当する場合には再度任用

時において前年度に付与された年次有給休暇を繰り越す制度を設けるという必要がございます。また、制度導入に伴いまして、従来の臨時・非常勤職員から会計年度任用職員に切り替える際にも、継続勤務の要件に当たる場合には年次有給休暇の繰越しを適切に行う必要があるということになっております。このため、制度施行の準備段階から、これらの取扱いについて通知等によりまして地方公共団体に対して適切な対応、助言をしてきたところでございます。

しかしながら、現在取りまとめ中の施行状況等調査において、ごく一部ではございますが、再度の任用時に年次有給休暇を繰り越す制度が設けられていない団体が確認されており、また、会計年度任用職員への切替えのタイミングで継続勤務の要件に該当する場合でも、年次有給休暇の繰越しをしていない団体も確認されたところでございます。

これら不適切な運用に対しまして、都道府県のヒアリングの場や通知などで改めて制度を周知し、適切な対応をしていただくよう助言をしたところでございますが、引き続き各団体において適切に運用いただくよう取り組んでまいります。

○那谷屋正義君 新たな制度を全国の隅々まで徹底をしていただくということはなかなか容易ではない、その中の様々な問題が今起こっているん

だろうというふうに思います。

この問題がより大きくならないように、一日も早く解決するためにも今後更に総務省の御努力をお願いしたいというふうに思うわけでありませけれども、こうした課題を抱えるこの会計年度任用職員に関する課題について、最後に、総務省としてどう対応されるか、総務大臣の御決意を求めたいと思います。

○国務大臣（武田良太君） 会計年度任用職員制度についてでございますが、臨時・非常勤職員の適正な任用、また適正な処遇を確保する観点から導入したものでありまして、各地方公共団体においてその制度の趣旨に沿った運用が図られることが重要と認識をしております。

こうしたことから、総務省としては、施行の準備段階からQアンドAを含む事務処理マニュアルや各種助言通知を出し、各種の説明会を開催したほか、ヒアリングを通じて個別に助言を行ってまいりました。また、制度の初年度である本年度の勤務条件などの施行状況について各団体に対して調査を実施し、現在、その結果の取りまとめを行っております。

総務省としては、新たな制度の適正な運用が早期に定着するよう、施行状況を把握しつつ、制度趣旨を繰り返し丁寧に助言してまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 是非よろしくお願いをしたいというふうに思います。

若干早いですけれども、たくさん課題を抱えている岸委員に次の質問のバツターを譲るということで、私の質問はこれで終わります。

○岸真紀子君 立憲民主・社民の岸真紀子です。大臣、内閣委員会に引き続きまして、今度はお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、今日は二つのテーマに絞って質問をさせていただきます。

最初に、自治体の財政、これまでも質問に出ておりましたが、やっぱり今回、新型コロナウイルス感染症の拡大が残念ながら現在も継続しております。経済への影響は非常に大きいです。税収減が相当落ち込んでいられると思われまますが、現段階で難しいかもしれませんが、地方財政の見込みについてお伺いをいたします。

○政府参考人（内藤尚志君） お答えを申し上げます。

現下の地方財政につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして地方税収が大幅に減少するおそれがございます。具体的な数字はまだ把握は難しゅうございますけれども、大幅に減少するだろうと見込んでいるところでございます。また、感染症対策への対応などによりまして

多額の支出を余儀なくされておりまして、大変厳しい状況にあると認識をしているところでございます。

このため、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、ほとんどの事業を全額国費対応とする一方で、自治体の判断によって自由度高く地方単独事業に取り組むことができる財源といたしまして内閣府所管の地方創生臨時交付金が措置されているところでございます。

また、総務省といたしましても、当面の資金繰りに困らないように、地方税の猶予に対する猶予特例債の創設でございますとか、地方債に対する公的資金の増額確保、また、公営企業の資金不足につきまして特別減収対策企業債の発行、そして、地方議会の議決後速やかに地方債を発行できるよう起債手続を弾力化することなどの支援を直ちに講じたところでございます。

現場を担う地方団体が今後も積極的に感染症対策に取り組めますよう、総務省といたしましても、関係省庁としっかりと連携をいたしまして、地方財政の運営に支障が生じないよう対応してまいりたいと考えております。

○岸真紀子君 質問、ちょっと今触れられたこともあるので、入れ替えて先に質問させていただきますが、自治体では、これまで景気に対して安定的とされてきた税目も、今も御説明あったように、